

愛労働均発 0825 第 1 号  
令和 2 年 8 月 25 日

各団体の長 殿

愛知労働局雇用環境・均等部長



## 10月の「年次有給休暇取得促進期間」について

平素より、労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、現在の新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇（以下「年休」という。）の計画的付与制度の導入や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度等の導入も効果的です。

このため、厚生労働省では、年休の取得促進の気運を醸成するための集中的な取組期間である10月の「年次有給休暇取得促進期間」において、年休の計画的付与制度等の導入促進を図るため、ポスター及びリーフレットを作成いたしましたので、貴職におかれましても、この趣旨をご理解の上、同封のポスター及びリーフレットを掲示・配布していただく等、会員企業等への周知にご協力のほどお願いします。

併せて、愛知労働局におきましては、本年度についても別添のとおり「愛知働き方改革推進支援センター」（以下「センター」という。）を設置し、年休取得義務ほか働き方改革の実現に向けた相談対応やセミナー等による中小企業・小規模事業者等の支援事業を実施しております。また、同事業では中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家が企業訪問し労務管理、助成金の活用等のコンサルティングの実施や、商工団体等の相談窓口専門家を派遣して相談対応を行う専門家派遣事業も引き続き無料で行っております。テレワーク、在宅勤務を導入する上での労務管理上の相談にも対応いたします。会員企業・団体等に対するセンターの利用勧奨に向けたご協力につきましても、ご配慮をお願い申し上げます。